

L  
S  
4

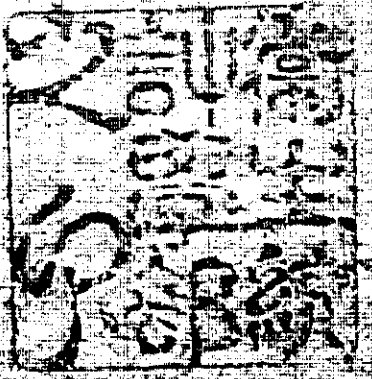
市設食堂經營策に関する調査

国立保健医療科学院蔵



\*10012024\*

L  
S  
4



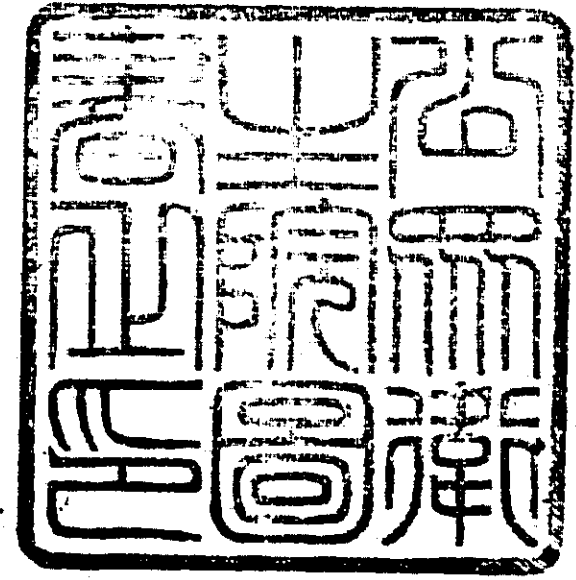
市設食堂經營策に關する調査

附、東京市設食堂改革意見

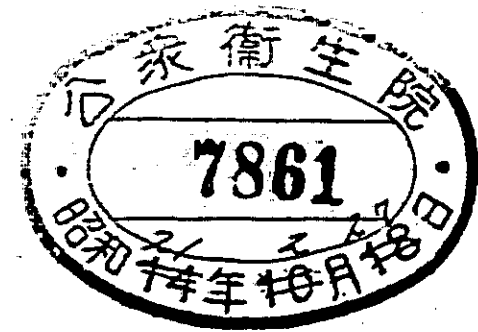
東京市役所

7861

|   |
|---|
| 4 |
| 5 |
| 4 |



昭和7年11月27日  
 川上理一先生  
 寄 贈  
 厚三信託 研究所



|   |
|---|
| L |
| S |
| 4 |

## 序 言

本調査は、東京市社会局福利施設の一たる市設食堂を、将来如何に經營發展せしむべきかを考究することを主目的として行はれたるものである。

卷末の、「東京市設食堂改革意見」は、調査擔任者吉川囑託の一私見たるべきものである。

昭和十一年四月

東京市社会局

## 内 容 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第一章 東京市設食堂の沿革          | 一  |
| 第一節 概 説                | 一  |
| 第二節 米騒動と市設食堂の開始        | 六  |
| 第三節 關東大震災と市設食堂         | 八  |
| 第四節 市設食堂の現状            | 一〇 |
| 第五節 本市宿泊所附設食堂          | 一三 |
| 第二章 本邦他の大都市に於ける市設食堂の現状 | 一四 |
| 第一節 大阪市                | 一四 |
| 第二節 京都市                | 一六 |
| 第三節 神戸市                | 一七 |
| 第四節 横濱市                | 二一 |
| 第五節 名古屋市               | 二四 |
| 第三章 歐米のレストラン           | 二五 |
| 第四章 ドイツの公衆給食所          | 三三 |
| 第一節 ドイツ都市に於ける公衆給食所の概説  | 三三 |



第二節 ベルリン市の市営公衆給食所……………三三

第三節 ドイツの戦時公衆給食所……………三六

第五章 協同組合及び共済組合等の食堂經營……………三八

第一節 歐洲に於ける消費組合の食堂經營……………三八

第二節 共同炊飯社……………三九

第三節 東京市購買組合食堂……………四〇

第四節 東京市電氣局共済組合食堂……………四一

第五節 東京市内諸官廳に於ける共同食堂……………四二

第六節 東京市内社會事業團體經營の簡易食堂……………四三

第六章 協同組合經營による共同炊事場の實例……………四四

第一節 埼玉縣下に於ける工場の共同炊事場……………四四

第二節 八王子市榮養食共同炊事場……………四五

第三節 青梅町の共同炊事場……………四六

第四節 神戸市川崎造船所健康保險組合經營共同炊事場及び食堂……………四七

第七章 公營食堂及び共同炊事場の發達に依る家庭生活の變化……………四八

第一節 ベーベルの共同炊事場論(1)……………四八

第二節 同 (2)……………四九

第三節 ソヴェート・ロシアの公衆食堂とその理論……………五〇

第八章 東京市の學校給食と市營食堂……………五〇

第一節 東京市の要給食兒童數……………五〇

第二節 給食方法……………五一

第三節 給食の榮養價……………五二

第四節 給食價格……………五三

第五節 東京市立學校附設給食炊事場……………五三

第六節 東京市教育局體育課の給食實施方法改善案……………五五

附 錄

東京市設食堂改革意見(吉川囑託)……………五三

——市營炊事場及び附設公衆食堂建設私案——……………五三

# 市設食堂經營策に関する調査

## 第一章 東京市設食堂の沿革

### 第一節 概説

本調査は、東京市社會局の福利施設の一たる公衆食堂が、近時頗にその利用者数を減少するに至れるに關聯して、その將來の經營策如何を考究するがために行はれた。  
 今、大正九年、これが事業の開始されてより、昭和九年に至る十五ヶ年間に於て、その食堂數及び利用者總數の變遷を窺ふに、即ち左の如きものがある。

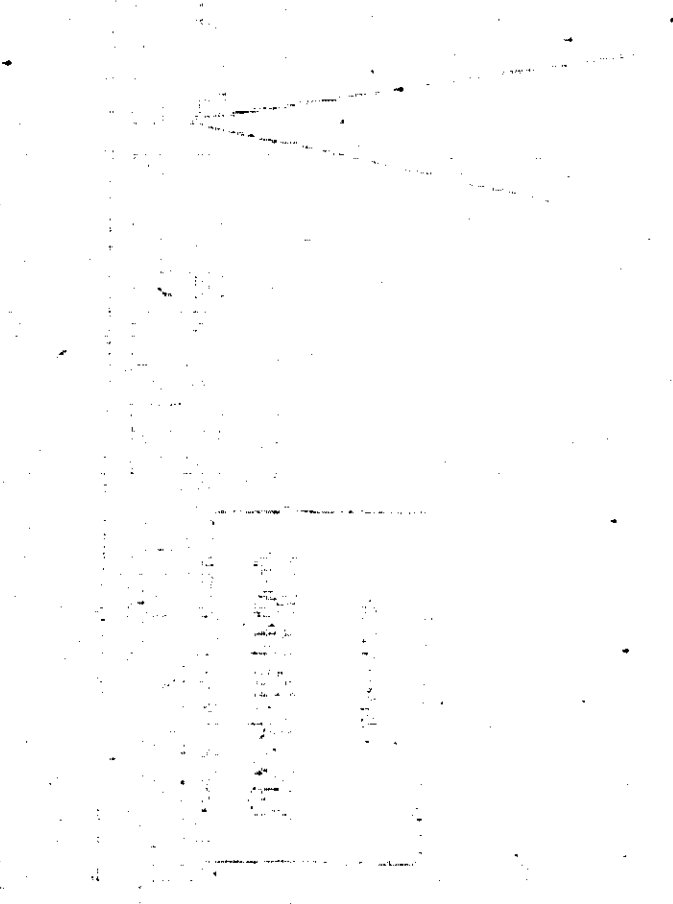
| 年 度       | 食 堂 數 | 利 用 者 數   |
|-----------|-------|-----------|
| 大 正 九 年   | 二     | 一、五四二、〇一四 |
| 大 正 十 年   | 二     | 二、〇八七、八五九 |
| 大 正 十 一 年 | 二     | 三、二四七、九四九 |
| 大 正 十 二 年 | 〇     | 五、五三六、七八〇 |
| 大 正 十 三 年 | 一     | 一、〇〇六、六二七 |
| 大 正 十 四 年 | 一     | 七、三五八、〇二二 |
| 大 正 十 五 年 | 〇     | 五、〇六七、四三八 |
| 昭 和 元 年   | 七     | 五、六六七、八九六 |
| 昭 和 二 年   | 〇     | 五、五〇三、〇七三 |
| 昭 和 三 年   | 九     |           |

更に食堂利用者の一日一箇所平均数、併に一日一箇所の平均売上金額を求めその變遷を親ふに左の如くである。

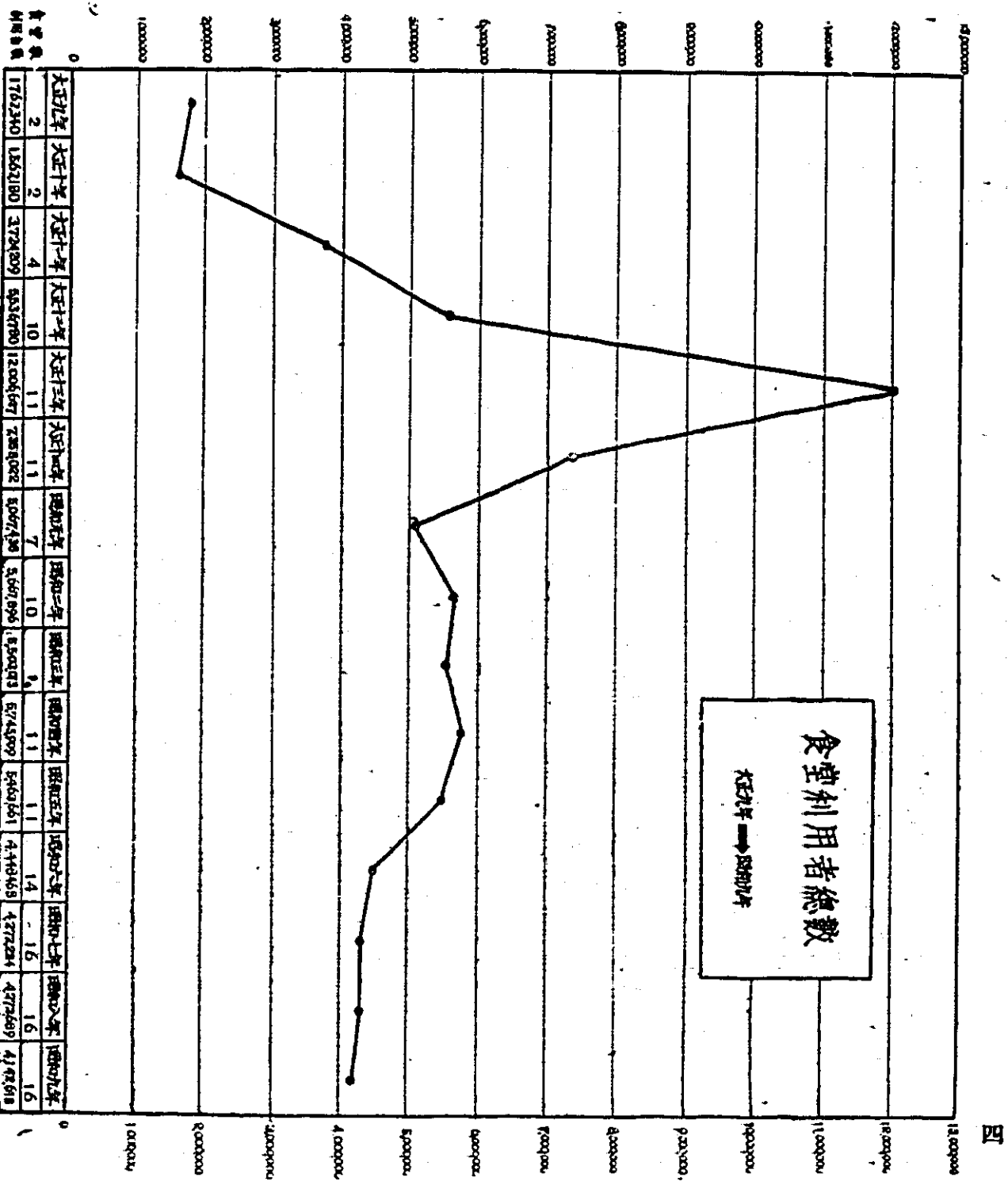
| 年 度   | 一日一箇所平均利用者数 | 同上売上金額    |
|-------|-------------|-----------|
| 昭和四年  | 一一          | 五、七四五、九〇九 |
| 昭和五年  | 一一          | 五、四六三、六六一 |
| 昭和六年  | 一四          | 四、四四八、四六八 |
| 昭和七年  | 一六          | 四、二七二、二二四 |
| 昭和八年  | 一六          | 四、二七二、六八九 |
| 昭和九年  | 一六          | 四、一四二、六一三 |
| 大正九年  | 二、六五〇       | 三六六、三四    |
| 大正十年  | 二、一五七       | 三六三、九六    |
| 大正十一年 | 四、五八〇       | 五二三、一六    |
| 大正十二年 | 三、九八〇       | 四八〇、四七    |
| 大正十三年 | 三、〇九〇       | 三七二、〇九    |
| 大正十四年 | 二、一五六       | 二五二、八九    |
| 大正十五年 | 二、二二五       | 二六五、六一    |
| 昭和元年  | 一、八九九       | 二三〇、四八    |
| 昭和二年  | 一、六八九       | 二〇五、五三    |
| 昭和三年  | 一、五一八       | 一八三、五〇    |
| 昭和四年  | 一、三七二       | 一六三、九四    |
| 昭和五年  | 九二四         | 一〇三、九五    |

昭和七年 七四〇 七八・六一  
 昭和八年 七三八 七八・四五  
 昭和九年 七一七 七五・三六

これを更に表圖化すれば、次頁の如くなる。

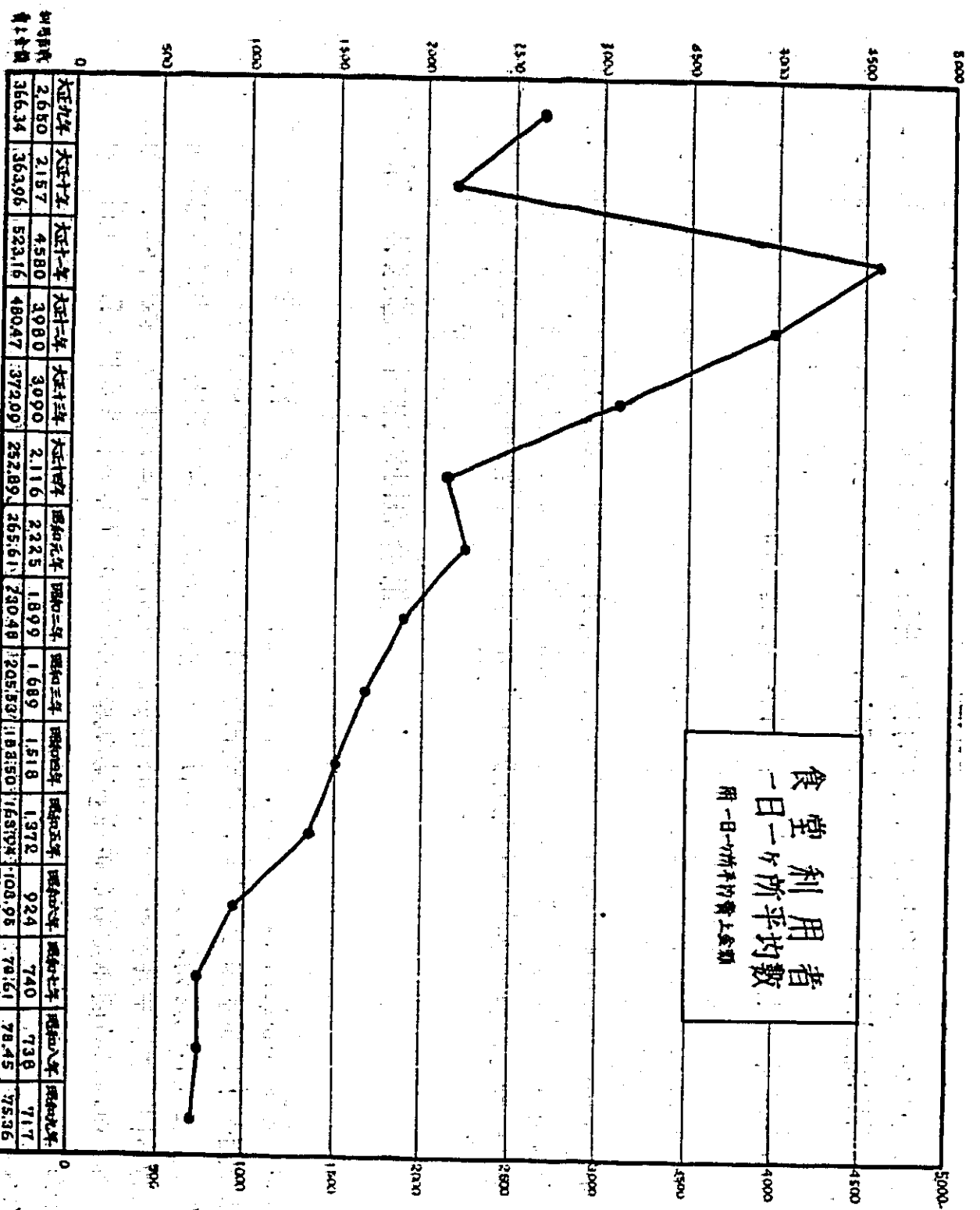






食堂利用者總數  
大正七年 → 昭和三年

昭和十三年



食堂利用者數  
一日平均利用者數

日

前記の表圖に依つて示されたるが如く、その間、關東大震災後の區劃整理等のために若干の例外無きにしもあらざるも、本市社會局の設置食堂は、年と共にその數を増加するに至つてゐるが、その利用者の數は、開始以來震災前後當時まで漸次増加し、その後に至つては、却つて年と共に著しくその數を減少するの路程を辿つてゐる。

特にこれを食堂利用者の一日一箇所平均數に就て見れば、その事業を開始したりし大正九年の二千數百名より漸次上向線を辿つて、震災前後當時に於ては、實にそれが四千名に垂々としたりしもの、爾來次第に下向線を辿つて遞減し、昭和九年度に於ては、その最盛時の約五分の一以下に及び、その賣上金額に就ても、最盛時の一年間を通じ一日一箇所平均約五百圓に近かりしもの、昭和九年度に於ては、それが實に六分の一以下の七十五圓餘に減少するに至つてゐることを知るのである。

## 第二節 米騒動と市設食堂の開始

市營公衆食堂は、米騒動によつて生れた。

當時の社會狀勢に就て、當時刊行の「東京市社會局年報」は「……歐洲戰亂の勃發と共に、社會の狀勢頓に變調を呈し、物價は頻りに昂騰し、生計費の膨脹に伴ひ、市民生活の威迫を感ずること甚しく、加ふるに外來思想の瀰漫は、著しく民心の動搖を誘致し更に勞資間の葛藤頻發する等、社會的條件日に多きを加へ来るより……」云々、と記述してゐる。

即ち、大正七年八月、米價の奔騰するや、民心の不安を緩和せんがため、東京市は府當局と相協力して、白米の廉賣を開始した。

而して市民困厄の狀長くも天聽に達し、八月十五日、御内帑金十七萬二千三百二十五圓を宮内省より東京府知事を経て本市に御下賜あらせられたのである。

東京市は數回に亘り、廉賣及び施米を實施し、九月十日までこれを續行した。當時白米廉賣が府市の手によつて各所に行はるゝを見るや、民間に於てもこれに氣勢を添へ、府市の施設に援助を與ふるもの尠からず、就中市内の有志によ

つて設立せられたる「東京臨時救濟會」は、廣く救濟の趣旨を宣傳して世間の同情を喚起し、救濟資金を募り、その聚まれる資金の内から、前後二回に亘り、東京市に對し左の通り交付し來つた。

四十萬圓

内地米廉賣供給助成費

四十萬圓

日用品小賣市場助成費

これを以て東京市理事者は、日用品販賣市場及び輕便食堂の設置を計畫し、同年十二月二十一日、これを市參事會に提案した。市參事會はこれに對し調査委員を設けたるも、終に同案の決定を見るに至らずして止んだ。

これに越えて大正八年七月二日、市會に於て都市社會政策急施に關する左の如き案が建議提出された。

公設市場、公設貸家、簡易食堂、兒童受託所其他都市社會政策急施に關する建議

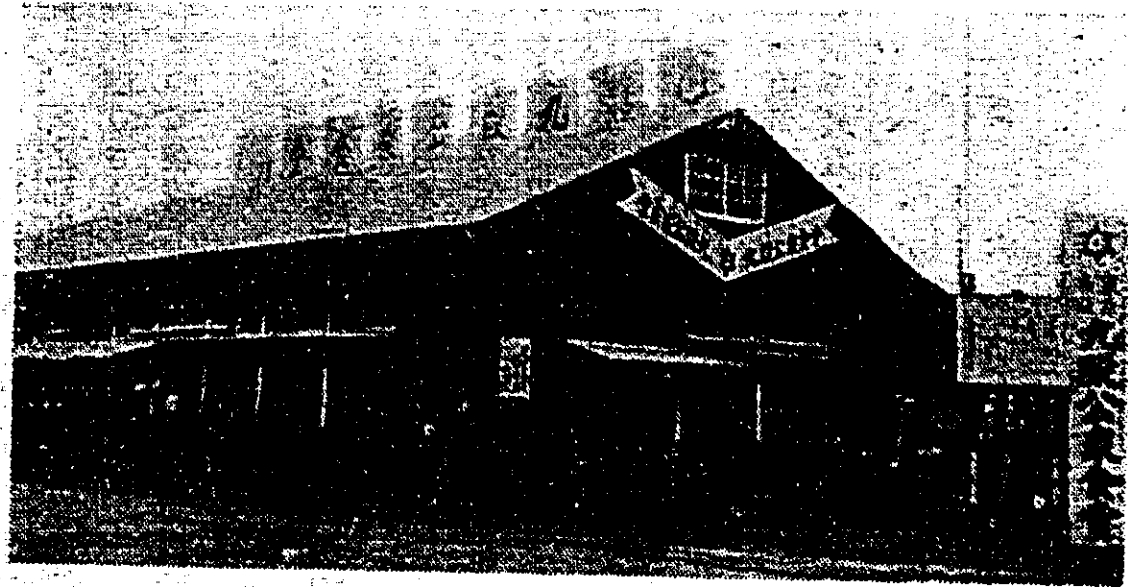
物價暴騰に依る日常生活の不安を緩和し衣食住に關する市民共同生活の安寧幸福を圖り社會の健全なる發達を期するため市理事者は速かに日用品販賣の公設市場、公設貸家、簡易食堂、兒童受託所其他都市社會政策の方針を確立しこれが施設を急施せられんことを望む。(圈點筆者)

右の建議は、即日市會に於て可決せられたるのみならず、當時の社會情勢に鑑み、市理事者は市參事會及び市會の議決を経ずして直ちに日用品小賣市場及び輕便食堂を開設し、これが經費は「東京臨時救濟會」より交付せられたる金四十萬圓の中より充當支辨することとした。

かくして大正九年四月十七日、先づその最初の輕便食堂として神樂坂食堂開設され、續いて同年五月十四日、上野食堂又その業務を開始するに至つたのである。

而してその開設當時に於ける食堂使用料の額は、神樂坂食堂年一千四百圓、上野食堂年一千八百圓であつたが、その次年度——大正十年より、その額はさらに、神樂坂食堂年二千四百八十四圓、上野食堂年三千圓に改訂増額するに至つた。

これ等の二食堂は、その後に至つて益々その利用者數を増加するに至れることは、前掲の圖表の示す所に依り明白で



東京市九段仮設公衆食堂



開設初日の東京市上野公衆食堂

あるが、開設以来、たゞ普通食のみ提供したりしもの、大正十年七月、神楽坂食堂がミルクホールを開設し、次いで上野食堂が、同年十二月、餛飩食を初めてよりその利用者の數又急増するに至つた。

その神楽坂食堂が開設したミルクホールには、新聞官報等を備付けて、利用者の無料閱覽の便に供し、また時々活動寫眞、落語等を演ぜしめて、無料で一般入場者の慰安娛樂に供したりもした。

### 第三節 關東大震災と市設食堂

右二箇所の市営食堂の外、大正十年度に於て三菱合資會社の寄附金に依り、市内五箇所に公衆食堂を増設することを計畫し、その中、日本橋食堂（日本橋區坂本公園内）、神田橋食堂（神田區神田橋際）、本所食堂（本所區太平町永隆寺境内）はそれぞれ建設を了して、前述の神楽坂食堂及び上野食堂と共に、その業務を行ひ、又三味線堀食堂（淺草區小島町）は、その建設を了つて、將に業務を開始せんとする運びに達したる時、斯の關東地方の大震災に遭ひ、この六ヶ所の市営食堂の中、獨り神楽坂食堂を除いて、他は悉く焼失するに至つたのである。

然るに震災後に於て、この公衆食堂に對する社會的需要特に切なるものがあり、幸に「震災前後會」から寄附金十五萬圓を得たので、直ちに市内十ヶ所に左の假設公衆食堂を應急建設することとした。

- 神田假設公衆食堂
- 日本橋假設公衆食堂
- 三味線堀假設公衆食堂
- 上野假設公衆食堂
- 深川假設公衆食堂
- 丸ノ内假設公衆食堂
- 數寄屋橋假設公衆食堂
- 本所假設公衆食堂
- 兩國假設公衆食堂
- 九段假設公衆食堂

一されば當時に於ける市營公衆食堂は、神楽坂食堂を合して十一ヶ所に開設されてゐた譯である。

これ等の假設食堂は、先づ數寄屋橋食堂が、大正十三年三月三十一日閉鎖されたるを初めとして、その後區劃整理等を機縁として漸次閉鎖された。

一方、震災後の施設として、内務省より震災救護義

捐金中より食堂建設指定交付金として、二十五萬圓を受け、これに依り眞砂町、猿江、大塚、芝浦、丸の内、五食堂建設を計畫し、又帝都復興計畫による五十萬圓を以て、大正十三年度より五ヶ年繼續事業として、干箇所の食堂を建設するの計畫が樹立されるに至つたのである。

これによつて竣成したるもの即ち三味線堀、神田、柳島、九段、緑町、上野、新宿、茅場町、田町、深川の食堂である。

#### 第四節 市設食堂の現状

昭和十一年三月末現在、東京市社会局の設置經營せる食堂は十六箇所である。

食堂經濟は、食堂開設後昭和七年度迄は、特別經濟であつて經營費のみはこれを自給自足せしむることを本旨としてゐたのであるが、昭和八年度よりこれを普通經濟とした。その經營法は、市直營と委託經營の二種であつて直營は市一般の諸規程及食堂條例同施行細則に準據しこれを處理するものである。委託經營は受託經營者を指定し營業上必要なる設備乃至什器類は、市に於てこれを整調し食堂條例同施行細則に基き業務に従事せしめてゐる。而して食堂の建設物維持費に充つるため受託經營者をして食堂使用料を納金せしめてゐる。

現に市の直營食堂、委託食堂は各八箇所である。

市設食堂の最近の状況を記述するに左の如くである。

#### 昭和九年度供食成績

| 經營別 | 食堂名 | 供食員數     | 供食金額      | (發賣金額)     | 營業日數 | 一日平均供食員數 | 一日平均供食金額 |
|-----|-----|----------|-----------|------------|------|----------|----------|
| 直營  | 芝浦  | 三三,〇九五   | 三,一六,九四   | 三,一六,八四    | 三六   | 八六五      | 八・三三     |
|     | 田町  | 二九,七三三   | 三,八〇,七四   | 三,五〇,一三    | 三三   | 八〇六      | 七四・〇九    |
|     | 深川  | 三九,八八六   | 三,五五,六七   | 三,三〇,五九    | 三三   | 九一九      | 九・三二     |
|     | 上野  | 一八,三七九   | 一九,四七,六六  | 一九,四四,五五   | 三三   | 五七〇      | 五・八〇     |
|     | 神田  | 三六,一七九   | 三,三〇,〇七   | 三,三〇,〇〇    | 三三   | 七七八      | 八〇・七六    |
|     | 神田  | 一四,〇九〇   | 一三,一八,八五  | 一三,三三,三六   | 三三   | 七一九      | 七六・〇六    |
|     | 眞砂  | 三三,三三三   | 三,九〇,八四   | 三,九〇,七三    | 三〇   | 一,三三五    | 一七〇・七九   |
|     | 計   | 二,五〇,美)  | 二,五五,七四・七 | 二,五四,五九・九〇 | 一七〇  | 一,三三五    | 一七〇・七九   |
| 委託  | 猿江  | 五九,七七七   | 五,三三,三〇   | 五,三三,三〇    | 三三   | 一,六一九    | 一五〇・四四   |
|     | 大塚  | 九,七四五    | 一〇,六七,六六  | 一〇,六七,六六   | 三三   | 二五〇      | 二九・七一    |
|     | 柳島  | 二二,九二五   | 二,三〇,〇八   | 二,一八,八九〇   | 三三   | 三三三      | 三三・〇九    |
|     | 緑町  | 二二,三五三   | 二,三三,八三   | 二,三三,三三    | 三三   | 三三三      | 三三・八九    |
|     | 新宿  | 一七,〇三三   | 一六,九一,七〇  | 一六,五三,八九   | 三三   | 四七三      | 四一・一〇    |
|     | 茅場町 | 九,八六三    | 九,四九,六九   | 九,五五,一五    | 三三   | 二七三      | 二六・〇三    |
|     | 上野  | 三〇,〇三三   | 三,〇三,〇三   | 三,〇三,〇三    | 三三   | 三三三      | 三六・六六    |
|     | 神田  | 三三,八三四   | 三,六七,〇六   | 三,四九,一五    | 三三   | 三三三      | 三六・四四    |
|     | 神田  | 三三,三三三   | 七,三三,三三   | 七,五九,六〇    | 三三   | 三三三      | 四・六六     |
|     | 丸の内 | 三三,三三三   | 七,三三,三三   | 七,三三,三三    | 三三   | 三三三      | 四・六六     |
|     | 計   | 一,三三,〇〇〇 | 一,三三,〇〇〇  | 一,三三,〇〇〇   | 一八三  | 一,三三〇    | 一四三・一一   |
|     | 合計  | 四,八〇,〇〇〇 | 四,八〇,〇〇〇  | 四,八〇,〇〇〇   | 三六三  | 一,三三〇    | 一四三・一一   |

| 直營 | 委託  | 合計 |
|----|-----|----|
| 芝浦 | 猿江  | 芝浦 |
| 田町 | 大塚  | 田町 |
| 深川 | 柳島  | 深川 |
| 上野 | 緑町  | 上野 |
| 神田 | 新宿  | 神田 |
| 眞砂 | 茅場町 | 眞砂 |
| 計  | 上野  | 計  |
|    | 神田  |    |
|    | 丸の内 |    |
|    | 計   |    |
|    | 合計  |    |





その他に嗜好食を供給する。

参考引用書類

東京市社会局年報

東京市社会局福利課食堂掛東京市設食堂概況

東京市政概要

東京市社会事業要覽

## 第二章 本邦他の大都市に於ける市設食堂の現状

### 概説

六大都市中、本市を除く他の五大都市に於て、最近の市設食堂事業の状況に就き調査するに、その米騒動を契機として生れたる開設當初の状況と今日の状況とに甚しき相違あることは彼我全く相等しく、従つてこれが將來の活用手段如何に就ては、本市に於けると同様なる懐疑的態度を持し、調査者が種々意見を交換するところありし、大阪市社会部長の如きも、市設食堂事業に就き現在の如き、經營方法の下に於ては全然悲觀的消極的見解を有してゐるものゝ如くであつた。

殊に、京都市の如きは、僅に近時二箇所を有するに過ぎざりし同市簡易食堂の中、その一箇所は昭和九年度を終期として既にこれを閉鎖廢止し、殘存せる一箇所の簡易食堂も又近く閉鎖廢止する方針なりとのことである。

これを存続すべきか、將た又廢止すべきか、存続するとせば如何にこれを轉換すべきか。

市設食堂事業の今後に對する悩みは、調査者の見るところ、六大都市にいつれも共通するものがあると思はれる。

### 第一節 大阪 市

現在大阪市の社会事業として開設しつゝある食堂は左の八箇所である。

| 名 | 稱       | 所在地       | 創設期     | 定食値段                       |
|---|---------|-----------|---------|----------------------------|
| 今 | 宮 食 堂   | 今宮共同宿泊所内  | 大正八年六月  |                            |
| 西 | 野 田 食 堂 | 西野田共同宿泊所内 | 大正八年七月  |                            |
| 鶴 | 町 食 堂   | 鶴町共同宿泊所内  | 大正八年七月  |                            |
| 長 | 柄 食 堂   | 長柄共同宿泊所内  | 大正十五年二月 | 朝一〇錢・晝夕一三錢                 |
| 九 | 條 食 堂   | 九條共同宿泊所内  | 大正十五年四月 |                            |
| 築 | 港 食 堂   | 海員宿泊所内    | 昭和四年四月  |                            |
| 堀 | 川 食 堂   |           | 昭和十年四月  |                            |
| 千 | 鳥 食 堂   | 此花區四貫島元宮町 | 昭和七年四月  | 朝一〇錢・晝夕一三錢<br>定食三〇錢・五〇錢・一圓 |

右食堂はいつれも同市社会部の別働隊たる「財團法人大阪市労働共済會」の經營するところであつて、その食堂設備は大阪市の建設せるものである。

宿泊所内に附設せる食堂は、元來同所内の「宿泊人に低廉にして榮養に富める食事を提供するため」(大阪市社会部労働課刊行「大阪市設社会事業要覽」二二頁)に設けられたるものであるが、それ以外一般人の需要のためにもこれを開放して居り、右八食堂を合し、昭和九年度中の供給食數百六十三萬三千七百四十一、金額十九萬四千二百四十五圓六錢である。

これを巡覽するに、定食以外に諸種の嗜好食を調理供給し、その設備の外観多く他都市のそれと異るところは無いやうであるが、唯その定食の副食物を數種陳列して、カフェテリア式に自由に選擇せしめてゐるのは、來食者には便利であり、嗜好食中特にうどんは、後記神戸市と同様一人前三錢で提供してゐるのは安價であると思はれた。

昭和七年此花區四貫島に創設せられたる千鳥食堂は、専ら同市の労働組合及び無産政黨所屬市會議員等の要求に基いてその業務を開始したものであるとのことである。





同千鳥食堂は階下は他食堂と異るところなきも、階上は別室を設けて諸種の會合等に便し、簡易なるレストランに近きものとしてゐる。

### 第二節 京 都 市

京都市は市營食堂事業に就き、從來經營し來りし中央簡易食堂及び七條簡易食堂の二箇所の中、昭和十年度に於て七條簡易食堂を閉鎖廢止し、中央簡易食堂一箇所のみを殘存してゐるが、この一箇所の市營食堂も近くこれを閉鎖廢止せんとする意向であるとのことである。

今これを同市最近の事業報告書に就て見るに、市營食堂事業費としては、昭和九年度に於ては、(同年度食堂開設數二箇所)

|     |      |
|-----|------|
| 需用費 | 五二二円 |
| 修繕費 | 二〇〇円 |
| 雑費  | 一〇円  |
| 計   | 七三二円 |

を計上せるに過ぎず、經營は斯業に經驗あるものに委託し(中央簡易食堂貸付料一箇月十五圓)、同市社會課は單にその監督のみに當つてゐる。

昭和五年以降、右二箇所の市營食堂成績に就き左の如く報告せられてゐる。

|      |           |           |           |
|------|-----------|-----------|-----------|
|      | 昭 和 五 年 度 | 昭 和 六 年 度 | 昭 和 七 年 度 |
| 利用人員 | 二〇三、七五九   | 一七五、七四〇   | 一五〇、七八八   |
| 賣上金額 | 三二、七九三・〇五 | 二六、八八五・〇〇 | 二〇、九二二・八五 |

尙、同市中央簡易食堂定價表左の如くである。

|              |      |      |      |      |
|--------------|------|------|------|------|
| 定食           | 朝九錢  | 並六錢  | 小四錢  | 大六錢  |
| 御飯           | 五錢   | 五錢   | 五錢   | 五錢   |
| さしみ          | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  |
| 肉井           | 二十五錢 | 二十五錢 | 二十五錢 | 二十五錢 |
| 鰻井           | 二十五錢 | 二十五錢 | 二十五錢 | 二十五錢 |
| ホットレモン       | 五錢   | 五錢   | 五錢   | 五錢   |
| カレーライス(コーヒ付) | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  |
| チキンライス(コーヒ付) | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  |
| カツレツ         | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  |
| ピフテキ         | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  |
| 並及夕          | 十一錢  | 十一錢  | 十一錢  | 十一錢  |
| 茶碗むし         | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  |
| 親子井          | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  |
| コヒ           | 五錢   | 五錢   | 五錢   | 五錢   |
| ソイダ          | 七錢   | 七錢   | 七錢   | 七錢   |
| ハヤシライス(コーヒ付) | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  | 二十錢  |
| オムレツ         | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  |
| フレイ          | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  | 十五錢  |

### 第三節 神 戸 市

神戸市が經營しつゝある食堂は、現在左の六箇所である。

| 名 稱    | 創 設 期     | 所 在 地      |
|--------|-----------|------------|
| 中央公設食堂 | 設立大正七年十月  | 湊東區相生町一丁目  |
| 東部公設食堂 | 同 大正七年十一月 | 神戸區東遊園地内   |
| 西部公設食堂 | 同 大正八年二月  | 兵庫區須佐野通一丁目 |
| 葺合公設食堂 | 同 大正十二年四月 | 東部共同宿泊所内   |
| 兵庫公設食堂 | 同 大正十二年四月 | 西部共同宿泊所内   |
| 林田公設食堂 | 同 昭和二年四月  | 林田區大橋町三丁目  |

右の中、中央食堂は、昭和十年三月竣工せる、神戸市立海員會館の地下室に收容され、その設備に於て、他の同市市設食堂の古色蒼然たるもの多きに比して、清新の感じがある。

神戸市社会課が、最近刊行の昭和九年版「神戸市社会事業概況」に於て、この公設食堂の昭和八年度成績につき報告するところを摘記するに左の如くである。

食堂別売上成績

| 食堂別 | 食券發賣金額     | 回数食券金額   | 仕折出金額     | 辦當仕出金額    | 合計        |
|-----|------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 林   | 一七、四三・六〇   | 一、六八・〇〇〇 | 二、二七・三九〇  | 二、三三・九八〇  | 三、三三・一六〇  |
| 兵   | 三三、〇五・二〇   | 三、三三・〇〇〇 | 四、四四・六六〇  | 二、〇八・三九〇  | 四、九八・七五〇  |
| 西   | 二、七四・四四〇   | 三、五四・八四〇 | 三、二四・七二〇  | 二、二七・三三〇  | 四、九一・二五〇  |
| 中   | 二、八八・四四〇   | 一、五三・〇〇〇 | 三、三三・三六〇  | 六、三三・四四〇  | 三、八六・二二〇  |
| 東   | 二、七九・九六〇   | 九九・〇〇〇   | 一、八六・三三〇  | 八、三九・〇〇〇  | 三、〇七・三四〇  |
| 森   | 一七、七八・九三〇  | 二、五五・〇〇〇 | 六、二七・六三〇  | 一五、四八・七五〇 | 四、四九・〇七〇  |
| 計   | 一〇七、一七・三三〇 | 三、三九・八四〇 | 三〇、八六・七五〇 | 六三、八六・三三〇 | 一一、二四・〇七〇 |

職員

| 食堂別 | 主事 | 書記 | 書記補 | 備員 | 司厨 | 給仕 | 計 |
|-----|----|----|-----|----|----|----|---|
| 林   |    |    |     |    |    |    |   |
| 兵   |    |    |     |    |    |    |   |
| 西   |    |    |     |    |    |    |   |
| 中   |    |    |     |    |    |    |   |
| 東   |    |    |     |    |    |    |   |
| 森   |    |    |     |    |    |    |   |
| 計   |    |    |     |    |    |    |   |

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 二 | 三 | 九 | 三 | 元 | 三 | 八 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

昭和八年度歳入出豫算

経費

|          |          |
|----------|----------|
| 歳入合計     | 二〇八、六三五圓 |
| 歳入内訳     |          |
| 食券發賣金收入  | 二〇七、一三四圓 |
| 公金利息     | 二五圓      |
| 公設食堂基金利子 | 一、四七六圓   |
| 歳出合計     | 二〇七、〇七九圓 |
| 歳出内訳     |          |
| 給料       | 一五、八三九圓  |
| 雑給料      | 二三、五八八圓  |
| 食料費      | 一四六、二二二圓 |
| 需用費      | 一六、三九六圓  |
| 管絃費      | 九五七圓     |
| 償還金利息    | 三、七八五圓   |
| 火災保険料    | 二九二圓     |
| 差引歳入超過   | 一、五五六圓   |

一、食堂開堂時間

各食堂共開堂時間を左記の通り定めあるも、季節によりて多少變更をなすことあり。

二、販賣品目及價格

|    |        |        |
|----|--------|--------|
| 朝食 | 自午前六時  | 至午前八時  |
| 昼食 | 自午前十一時 | 至午後一時  |
| 夕食 | 自午後四時半 | 至午後六時半 |

|        |       |    |       |       |    |     |       |   |
|--------|-------|----|-------|-------|----|-----|-------|---|
| 上等定食   | ..... | 一七 | 木の葉井  | ..... | 一一 | うどん | ..... | 三 |
| 定食     | ..... | 一九 | 肉子井   | ..... | 一一 | 飲料  | ..... | 一 |
| 洋食     | ..... | 一七 | 茶碗蒸   | ..... | 一一 | ソーダ | ..... | 八 |
| チキンライス | ..... | 一七 | 上等鮮   | ..... | 一七 | 牛乳  | ..... | 五 |
| オムレツ   | ..... | 一一 | ◎並鮮   | ..... | 一一 | ◎牛  | ..... | 四 |
| カレーライス | ..... | 一一 | ◎上鮮   | ..... | 一一 | ◎コ  | ..... | 四 |
| ハヤシライス | ..... | 一一 | ◎ばら鮮  | ..... | 一一 | ◎ラ  | ..... | 三 |
| ピフテキ   | ..... | 一一 | 蒸麵類   | ..... | 一一 | ◎コ  | ..... | 三 |
| カツレツ   | ..... | 一一 | 肉うどん  | ..... | 七  | ◎パ  | ..... | 五 |
| 親子井    | ..... | 一七 | しつぽく  | ..... | 七  | ◎赤  | ..... | 五 |
| 天婦羅井   | ..... | 一七 | 玉子うどん | ..... | 七  | ◎餅  | ..... | 五 |
| 穴子井    | ..... | 一七 | しのだ   | ..... | 五  | ◎ゼ  | ..... | 五 |
|        |       |    |       |       |    | ◎ん  | ..... | 七 |
|        |       |    |       |       |    | ◎ざ  | ..... | 五 |
|        |       |    |       |       |    | ◎い  | ..... | 七 |
|        |       |    |       |       |    | ◎飯  | ..... | 五 |
|        |       |    |       |       |    | ◎物  | ..... | 七 |

◎印のものは時間外と雖も販賣す。尙其他の販賣品も季節に依り多少變更することあり。  
三、昭和八年業績の概況

昭和七年は食堂經營上最も困難時代にして漸く收支相償ひ以て自營自治の主義を保持し得たるも、昭和八年は稍々財界好轉の氣運漂ひし爲めに業績も向上し總收入に於て前年一九二、五二一圓なりしに本年二二一、二四七圓にして一割近き増収を擧ぐるを得たり。

四、折詰料理及辨當仕出し  
前年に比するに折詰料理の仕出しは僅少の増加に過ぎざるも、辨當の仕出しは學校方面に於ける利用者著しく増加の爲め、其の仕出金高に於て前年に比し實に五割強の多額に達す。之れ安價にして榮養分豊富なる温食を提供し、且つ衛生的なること漸次世人に認められ、尙家庭に於ける調食の煩を避け得る等の利益あるに依るものなり。

五、炊爨調理用竈の改造  
六ヶ所の食堂は創設當時より蒸氣式汽罐の設備なりしが、本式は比較的多額の燃料を要し且つ保存修理費を要すること尠なからざるを以て、昭和五年より八年四月に至る間に於て全部直火式石炭焚(三ヶ食堂)及鋸屑式(三ヶ食堂)竈に改造したり。其の結果燃料節約上利益尠なからざるのみならず、炊飯の出來工合も至つて良好なり。

六、昭和八年度食品別購入金額歩合  
公設食堂に於て提供する食品は定食に就ては保健材料としての目的を達するを主眼とし、尙其他の食品に就ても公衆の嗜好に適する如く調進しあるを以て、動物性副食品は主食たる白米と其の費消金額歩合を同一(何れも二割二分)にし、且つ植物性副食品及調味料を合するときは副食に振り向けたる金額歩合は四割強に達し、主食(白米)及準主食を合したる歩合二割七分強なるに比し實に一割三分の多額に上れり。云々。

第四節 横濱市

横濱市の市設食堂は、大正八年四月開港紀念横濱會館の地下室を利用してその業務を開始したるに初まる。當時利用者頗る多く成績良好なるに鑑み、大正十年十二月中村町、萬國橋職業紹介所と同様食堂を併設し、市民大衆の利用に供した。

その後大震災に依り右の三食堂は全滅した。しかしながら震災後市内に飲食店簇出し、中には往々不衛生にして、しかも市民の窮迫に乘じ暴利を貪るものあるに鑑み、急速に市營食堂復活の要あり、大正十三年八月櫻木町食堂、同九月中村町食堂、同十月花園橋食堂、翁町食堂、更に十四年三月新山下町食堂の各建物神奈川縣より無償譲與を受け、櫻木町、花園橋、翁町の三箇所は直營とし、他は委託經營として事業を繼承したのであるが、その後花園橋、櫻木町の二食堂は、復興事業（護岸事業）の關係上撤廢することとなり、前者は大正十五年五月六日、後者は五月二十日限りこれを廢止した。中村町食堂は附近集團バラック取拂に伴ひ、大正十四年五月より休業し翌十五年にはこれを廢止した。尚翁町食堂は昭和七年三月限りその事業を廢止すると同時に、同事業の繼承經營を條件として舊建物を「社団法人神奈川匡濟會」へ貸與した。

大正十四年七月中村町に臨時保護所新設せらるゝに際し、從來翁町及中村町食堂に於て使用した食器その他を以て、九月一日より同所内に食堂を開始したが、昭和四年三月一日臨時保護所の廢止に伴ひ撤廢せられた。又大正十四年五月、根岸町柏葉に共同住宅館を、同十四年十二月子安町七島に宿泊所を設置すると共に食堂を附設して、市内營業者に請負で經營させてゐる。

昭和二年四月、隣接町村の併合に際し、保土ヶ谷町食堂を引継ぎ請負で經營させて相當の成績を挙げたが、昭和三年十一月事業の都合で廢止するに至つた。その後更に復興計畫に依り、神奈川食堂、櫻木町食堂の建設を企圖し、前者は昭和三年四月一日、後者は翌四年三月三十日それぞれ竣工、事業を開始したのである。

| 名     | 稱      | 建築物      | 構造     | 設立年月    |
|-------|--------|----------|--------|---------|
| 新山下町  | 食堂     | 木造       | 平家建    | 大正十四年五月 |
| 神奈川   | 食堂     | 鐵筋コンクリート | 三階建ノ一部 | 昭和三年六月  |
| 櫻木町   | 食堂     | 鐵筋コンクリート | 二階建ノ一部 | 同 四年七月  |
| 中村町第一 | 共同館内食堂 | 鐵筋ブロック   | 二階建ノ一部 | 大正九年五月  |

|          |        |        |   |        |
|----------|--------|--------|---|--------|
| 柏葉共同館内食堂 | 木造     | 二階建ノ一部 | 同 | 十四年五月  |
| 子安宿泊所内食堂 | 鐵筋ブロック | 建ノ一部   | 同 | 十四年十二月 |

公衆食堂の經營は、同市に於て多年割烹業に従事し資力及信用ある者に食事の供給を請負はしめ、社會課福利係これを統轄してゐる。

定休日を毎月第三日曜日と定めてゐるも、中には全然休業しないところもある。

定食價格表

| 新山下町   | 神奈川 | 櫻木町 | 中村町第一 | 柏葉共同館内 | 子安宿泊所内 |
|--------|-----|-----|-------|--------|--------|
| 朝食 一〇錢 | 一五  | 一五  | 一五    | 一五     | 八      |
| 昼食 一五錢 | 二〇  | 二〇  | 二〇    | 二〇     | 一〇     |
| 夕食 一五錢 | 二〇  | 二〇  | 二〇    | 二〇     | 一〇     |

公設食堂事業成績

| 昭和 | 食堂數 | 利用人員    | 賣上金額      |
|----|-----|---------|-----------|
| 四年 | 四   | 一〇八、一三九 | 一九、六〇二・七二 |
| 五年 | 四   | 八四、九四九  | 二〇、一五三・〇六 |
| 六年 | 四   | 四八、三六五  | 一三、六六六・七五 |
| 七年 | 三   | 三一、七六三  | 八、九六二・〇六  |
| 八年 | 三   | 二八、七一九  | 一一、八一二・五八 |

宿泊所附設食堂事業成績

| 昭和五年 | 昭和六年 | 同 | 食堂数 | 利用人員   | 賣上金額     |
|------|------|---|-----|--------|----------|
| 三    | 三    | 三 | 三   | 三六、二八〇 | 五、九五一・六四 |
|      |      |   |     | 二七、〇七五 | 四、〇四四・五二 |

### 第五節 名古屋市

名古屋市は、市内四箇所に宿泊所を開設してゐるが、市營食堂は専らこれ等宿泊所宿泊者に對して安價なる食事を供給するがために附設せられてゐるものである。而してこれが經營は商人に委託經營する方法を採つてゐる。昭和九年度に於ける、食堂事業の成績左の如くである。

| 入場人員        | 賣上金額  | 營業日數   | 一日平均 |      |
|-------------|-------|--------|------|------|
|             |       |        | 入場人員 | 賣上高  |
| 日置 宿泊所附設食堂  | 一八、六四 | 三、五七〇  | 五三   | 三三・四 |
| 熱田 宿泊所附設食堂  | 三〇、四四 | 一六、九六七 | 五五   | 四・六  |
| 大曾根 宿泊所附設食堂 | 二二、三三 | 九、九七八  | 三三   | 三三・六 |
| 築地 宿泊所附設食堂  | 一〇、六九 | 一〇、〇三三 | 三三   | 三三・七 |
| 計           | 六九、一〇 | 四、七六〇  | 一、五〇 | 三三・六 |

朝食六錢、晝夕食十錢であり、その他麵類一品料理等を供給してゐる。

#### 引用参考書類

- 大阪市勞働共濟會 附行 爲
- 大阪市社會部 大阪市社會施設分布圖
- 大阪市社會部 大阪市社會事業要覽
- 大阪市勞働共濟會の事業と其の沿革

- 神戸市社會課 神戸市社會事業概況
- 京都市社會課 京都市社會事業要覽
- 横濱市社會課 社會事業報
- 名古屋市社會部 名古屋市社會事業概要
- その他

## 第三章 歐米のレストラン

レストラン——“Restaurant”——と通例言はれるのは、休息——或は飲食物を賣る場所を指す。これはラテン語の“restaurant” フランス語の“restaurant” から來た言葉で、共に「回復させる」英語で言へば“to restore”といふ意味であるが、十八世紀の終り頃までは用ひられなかつた言葉である。

このレストラン若くは公衆が集つて食事をする場所の發達するに至つたことは、家庭外で食事を取ること、云ひ換へれば食事を取るところと睡眠を取るところとが分離するに至つた變遷を示すものと見得られる。原始的な單純な社會にあつては、この二つの動作は、元來一つ屋根の下で、また屢々同じ部屋で行はれてゐた。人間の移動性が著しくなり、旅行の機會が多くなるにつれ、家庭から離れて、夜の宿と共に食事を供給して貰ふ場所が必要になつて來た。この要求は近代に至るに及んで益々重要性を加へ、特に小都會の旅館にその傾向が見られる。第二の要求は、泊り場所または家庭に於て、其の場所で食事を備へたり、またこれを食するだけの設備がなく、或は設備があつても餘り都合がよくないといふ場合に生ずるものである。即ち賭ひをしない下宿の下宿人や旅館の投宿者は、勢ひ他の場所に食事を求めなくてはならない。これ等の人々の外に、町が段々都市化し、婦人の産業に従事する者が多くなるにつれ、三度三度の食事の用意をする時間もなく、又、之を好まないようなところに宿泊し間借するやうな人間が多くなつて來た。又、そのために態々家庭で召使を使つたりするよりも、家の外で食事を取ることが安上りで且つ便利であると考へるやうな人間もゐる。又、レストランを最負にする人々の中には、従事してゐる仕事のために、晝間自宅に歸つて晝食を採ることが出來な



い人々が多く含まれてゐる。都市の膨脹及び交通線の延長に伴つて、この種の人々の數が増大し、これが擴張され發展して行く集團的な食事供給事業の基礎を形造るに至つた。その外、氣分の變化や享樂のために時折家庭の外で食事するのを好む人も多い。傳統的にこれこそレストランとして認められてゐる店、即ち其處では上手なコックが控えてゐて、うまいもの食ひのお客の意を迎へてゐる店は此の部類に屬する。その外、食事は家庭であるが、カフェーや歩道のレストランで、休養の一ときを持つたり、その外社交上或は商賣上の取引をする人も可なりあつて、これは特にヨーロッパ大陸諸國に多い。

十七世紀以前には、家庭外の食事といふものは、最初、旅行者に寢所と食事を提供する宿屋、ホテル及び僧院から始まつた。それが次第に、居酒屋若くは食事を供する宿屋の食事場が單獨に發達して旅客のみならず土地の人々にも供食する場所となつた。十七世紀になつてコーヒー及び茶がヨーロッパに輸入されると、英國ではコーヒー・ハウス、フランスではカフェーが現はれ、これが新聞や電信や汽車汽船が普及するに至るまでの時代に於ける、意思傳達の機關として、また社會的精神的刺戟を興へるところの重要な役目をなした。アメリカでは英國風の宿屋や居酒屋が植民地時代に出來て、これが間もなく船長や商人の商賣取引の會合所となると共に、市民中の頗りき連中の社會的政治的中心となるに至つた。

レストランといふ言葉は、米國及び英國に於ては、最初大旅館の食堂とか注文料理を出す極少數の高級な獨立の料理店に使はれるだけで、極く一般の飲食店とかコーヒー・ハウス、或は下等な飲食店などは全然別のもを意味してゐた。この意味に於ける上等の料理屋は十九世紀末まで、氣むづかしい食通や芝居好きなどの金持旦那連中の要求を満たすために可なり發達した。一方質素な人々のためには、チップの必要なしの低廉な食事に對する要求が種々の方法で講ぜられた。アメリカの自分でそこに陳列されてゐる食物を選択して給仕する食堂——カフェテリア (Cafeteria) は一八八五年ニューヨークで始まつた停車場内の食堂 (Exchange Buffet) から起つたものである。これは男子の客のみを目的とし、客は自身で給仕をして立ちながら食事をする。料金口へ白銅を入れると望みの料理が出て来る自動式食堂 (Automat)——新宿の二幸の地下食堂がそれを眞似てゐる。これは最初はドイツに輸入されたが、(ヘルリンでは "Asinger")

といふチェイン・ストリア式食堂がそれを經營してゐた。非常に發達したのはニューヨークである。消費組合經營のレストランはヨーロッパ諸國で幾分成功してゐるが合衆國では餘り重視さるゝ程發達するに至つてゐない。禁酒以前の米國では、軽い食事をお添物として無料で飲酒客に出す酒場は、労働者の食事要求を満足さす一主要なものであつた。アメリカがレストランの形態について特に貢獻したといふ點は、それが經濟的であると共にスピードに對する要求をも満たす種々のレストランが出來た事である。即ち、前述の自給食堂、自動式食堂、ソーダ水屋で食はす軽い食事、サンドウイッチ屋及び薬局がソーダ水屋と時に軽い食事を食べさすやうなことの發達したこと等である。(米國式の薬局のソーダ・ファウンテン經營は、日本でも漸次擴まつて來てゐる。資生堂、津村中將湯薬局、大阪の回春堂薬局の如きそれである。)禁酒時代に入るや非合法に酒を飲ます米國の酒房 (Brewery) はそれのみで一つの部類を爲してゐるものと見られる。アパートメント・ホテル内や或はその附近で開かれてゐるテイルームやレストランは、多く益々家庭の臺所の恒久的なその代用物となりつゝある。合衆國に於けるテイルームの普及は、禁酒と密接な關係があるが、その理由は、食慾を増進させる飲料の消失と共に、客が料理の質について一層やかましくなつたからである。米國で婦人が最初自身で喫茶店を經營し、近頃では段々と喫茶店以外のいろんなレストランの管理者として、此の方面へ進出して來たことは、米國に於て概して料理の清潔さと體裁の優美さとの標準を高めて來たといはれてゐる。

ヨーロッパでは、飲料と食事の結合が常にレストランの様式に影響を及ぼして來てゐる。歐洲大陸では、カフェ及びレストランは屢々飲料やアイスクリームに重きを置いて、料理は何でも充分に出來るといふ譯には行かない。このやうな場所は、現在は食事よりも單に有閑的な社交的集會、新聞の閲讀、或は手紙を書いたり政治を論ずる場所となつてゐる。パリでは、美食家を満足させる完全なレストランは優秀なものと思はれるが、そのことは他の大陸諸都市でも同様である。西部ヨーロッパ諸國では外食するといふことは、今でも主として特別な意味をもつた社交的な一つの場合とせられてゐる。家庭を離れてゐる人々や學生は、寄宿舎や下宿屋での食事が最も満足な方法だと考へるものが多い。フランスでは労働者に低廉な定食を提供する食堂があり、而してレストランは肉スープを安く半ば奉仕的に提供する。ドイツ及オーストリアには市で食堂を經營してゐるところがある。然し原則としてはヨーロッパの労働者や中流家庭は矢